

会津大学教授会規程

平成18年4月1日規程第9号

(最終改正：2025年4月1日規程第10号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則(平成18年公立大学法人会津大学規程第3号。以下「学則」という。)第8条の規定に基づき、教授会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、専任の教授(以下「構成員」とする。)をもって組織する。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び学位の授与に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学生の懲戒処分に関すること。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びコンピュータ理工学部長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

(会議)

第4条 教授会は、コンピュータ理工学部長(以下「学部長」という。)が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。

2 定例教授会を開催する。ただし、学部長が必要と認めるときは、臨時教授会を開催することができる。

(成立)

第5条 教授会は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、構成員(休職中及び出張中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議事提案)

第6条 構成員は、議事を教授会に提案することができる。

(議決)

第7条 教授会の議事は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(諮問及び決定権の付託)

第8条 学部長は、一の審議事項のうち、その全部又は一部について教授会で審議することが適切でないと認めたときは、教授会にはかり常設又は臨時の機関に諮問することができる。

2 学部長は、前項の機関に諮問事項の決定を委ねることが適切であると認めたときは、教

授会にはかりその範囲を明示して決定を付託することができる。ただし、その機関の決定は教授会に報告しなければ効力を生じない。

(構成員以外の者の出席等)

第9条 学部長は、学長、副学長、事務局長、事務局大学担当次長その他事務職員を教授会に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 教授会における議事概要について、議事録を作成し保存する。

(非公開)

第11条 教授会は、学外には公開しない。ただし、希望する教員、事務職員は、列席傍聴することができる。

(庶務)

第12条 教授会の庶務は、事務局学生課において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 学生部長に事務職員を充てる場合は、当該学生部長を教授会の組織に加えるものとする。

(経過措置)

- 3 この規程の施行日前に、施行日前の会津大学教授会規程に基づき審議、議決等された事項については、この規程の施行日以後も引き続きその効力を有するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2020年8月19日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。